

【研究ノート】

デンマークの地方自治と分権改革

北山俊哉

研
究
ノ
ー
ト

本研究ノートは、Jens Blom-Hansen 教授や Peter Munk Christiansen 教授の論考、実際に地方制度改革に関わってきた自治体連合で要職を勤められた Peter Gorm Hansen 氏へのインタビューなどに依りながら、デンマークの地方自治制度および分権改革について素描を行い、両者の特徴を明らかにしようとするものである。

以下では、まず Jens Blom-Hansen and Anne Heeager, “Denmark: Between Local Democracy and Implementing Agency of the Welfare State,” in John Loughlin, Frank Hendriks, and Anders Lidström, eds., *The Oxford Handbook of Local and Regional Democracy in Europe*, (Oxford University Press, 2010) に依拠しながら、デンマークの地方自治制度及びその特徴を紹介していこう。

デンマークの地方自治の特色

デンマークの地方自治の特徴として、オーフス大学の Jens Blom-Hansen 教授らは、自治の伝統と中央統制が、共存してバランスを取っている点にあるという。一方では、地方政府は多くの機能を任されており、基礎自治体である市は国から独立した課税権を有している。また、地方での民主主義も活発である。

他方では、国は地方をコントロールし、関与をしてきたという伝統もあり、国のサービスの提供機関、実施機関として地方を利用してきた。彼らの論文の副題が *Between Local Democracy and Implementing Agency of the Welfare State* であるというのが象徴しているところである。

地方の民主主義と、中央政府の執行機関との間のバランスは、不安定 (uneasay) であり繊細 (delicate) であったというのが、彼らの主張である。

その具体的な態様を理解するためには、絶対主義的な王政の時代に遡って、見ていく必要があるというのが彼らの見解である。

また、近年のハイライトとして重要なものが、2007年の地方自治制度の改革である。ここでは、多くの基礎自治体＝市（kommune）の合併が行われ、271あった市が98に再編された。また、国と kommune の中間にある地方自治体の大胆な刷新があった。13あった県（英語名は county, デンマーク語では amt）が廃止され、あらたな自治体として5つの広域のレギオン（英語・デンマーク語ともに region）が作られた。これは日本で言えば、都道府県が廃止され、道州が置かれたようにも思われるかもしれない。なぜこのような大規模な改革が行われたのか、どのようにして可能であったかという点も大変興味深い点であり、これについても後に議論を紹介したい。

デンマークの地方自治制度 前史

デンマークの政治史は、国王フレデリク3世が絶対王政へと変換した1660年を転換期としている。議会の同意を得て、選挙王制から絶対王政に切り替えることに成功した。それまでは、貴族が王権をある程度制限していたのだが、カール・グスタフ戦争（1657年～1660年）における王の奮闘をうけて、中産階級からの支持もあり、その制限を無効化して、無制限の権力が保障されるようになったのである。

しかしながらこの絶対王政のなかで、スウェーデンやプロシアとの戦争が行なわれ、徐々にデンマークは小国化していき、1849年の6月憲法によって、絶対王政にピリオドが打たれることになった。その直前の1830年代の地方自治制度は、都市部には80のマーケット・タウン（市場の開催権を持つ都市部）があり、農村部には2層の地方制度が置かれていた。一番住民に近いところには教区があり、これが1,100存在していた。そしてその上に、県（amt）が存在していたのである。そもそもこの県は1662年の、成立したばかりの絶対王政の勅令によって設置されたものであった。

これらの団体は、選挙で代表を選出していたが、国の政策を実施するためにマーケット・タウンの市長、教区の牧師、県知事は国王によって任命されていた。

これに対して、1849年の6月憲法の下で地方制度も変化をし、地方の民主々義が強化された。1908年の選挙法の改正で比例代表制が取り入れられたり、1919年に市長は市議会で選ばれるようになったりした。1930年代には、地方間の財政調整制度も設けられた。

1970年の改革

大きな変化がみられたのは、1970年代である。したがってデンマークの地方自治制度には第2次世界大戦の影響はあまりないようである。第一に、この時に1,000を超える教区と80のマーケット・タウンから、275の市（kommune 基礎自治体）が作られた。ここでまず大規模な合併が行われて市が作られたのである。そして県の数も25から14に再編された。そして都市部と農村部の区別がなくなり、全ての国土に県が置かれた（コペンハーゲンのみ、従前と変化がなく、基礎自治体と県の両方の性格があった）。

ちなみにこの時の合併は強制的なものといつてよく、福祉国家の整備拡大のために必要であるというのが制度デザインの理由の一つであった。

第二に、地方自治体に多くの権限が移譲された。第三に、紐付きの特定補助金からブロック補助金への財政改革があった。さらに地方間の財政調整制度もさらに進化した。地方の自律性を強化しながらも、国の政策の実施機関の役割も重視されたのである。

2007年の構造改革

次の転換期が2007年地方自治制度構造改革である。再び、自治体の再編が行われた。当時271に減少していた市が合併されて98となり、14の県を完全に廃止して5つのレギオンが設けられたのである。コペンハーゲンでは、首都レギオンに権能が一部移行した。もっとも、人口5万人以下の市は60市に及ぶ。

大きな変化を被ったのは県である。県は多くの権限を国、レギオン、市に移管することとなった。さらに驚くべきことは新たに作られたレギオンは徴税権を持たなくなったことである。レギオンは主に国からの補助金で事務を実施することになったのである。ここまでを見ると、レギオンは単に国の行政機関であるようだが、公選議員による議会を持ち、その議長がレギオンの長を務める

点で紛れもない地方自治体，地方政府ではある。

市の合併と権限強化，県の廃止，レギオンの新設のような，大規模な制度的変化はいかにして可能であったのだろうか。Blom-Hansen 教授たちは，4つの要因をあげている。第一に，中央政府の機能的なニーズである。福祉国家の発展により，高度な専門知識を持つ政策実施機関を作る必要があったことである。

第二に，デンマーク型福祉国家の経路依存である。デンマークでは伝統的に市に頼って政策が実施されており，市をさらに強化することはありえても，それを変更するということは考えにくかった。

第三に，中央地方関係に南欧のような縁故主義的な関係がないことである。南欧ではこれが中央地方関係の改革をブロックしたのに対して，デンマークなどの北欧では中央政府は自らのニーズを実現するために地方政府の変更を自由に行えた。

最後に，デンマークにおける地方制度の決定は議会政治とコーポラティスト政治の両方で行われることである。中央政府は政策イニシアチブを地方政府の団体と協議するのか，デンマーク国会（Folketinget）で野党と協議するのかを決めることができ，最初の一步をどちらにするかの裁量を有している。

それにしても，この改革を説明することはまだむずかしい。第一に，このような過激な変化が行われるとは誰も予期していなかった。第二に，合併で消滅する小規模な自治体の市長の多くは政権与党であった自由党に属していたのである。第三に，市も県も彼らの利益を推進しようとする強力な全国団体を有していた。

このような改革を成功させた要因として，彼らは現首相であり，当時の内務・保健相であった Lars Løkke Rasmussen の能力と戦略（情報操作による混乱，同盟形成，補償など）に帰するしかない議論している。

地方自治体の概略

2007年以降は，市とレギオンの2層制である。14の県が廃止され，5つのレギオンが新設された。レギオンの人口は最小が60万人から最大が160万人である。現在存在する98の市にはすべて同じ権限が与えられている。市の人口は最小が2000人，最大が55万人である。

市の政治制度であるが、議会、常設委員会、そして市長から成り立っている。市議会議員の数は、最小が9であり、最大が31である。

筆者が居住していたオーフス（Aarhus）市は、人口がデンマーク第二の都市であり、市議会議員は31人であった。市議会には常設委員会が7つある。市の局に対応して1つずつであるが、社会雇用局には2つの委員会が存在する。すなわち、財政委員会、社会委員会、雇用委員会、技術委員会、保健ケア委員会、文化委員会、子ども青少年委員会の7つである。これは執行機関ではなく、あくまでも行政への諮問機関となっている（市のホームページより）。この点はイギリスなどの地方自治体と違う点であるし、またオーフス市がデンマークの他市とは異なる、独自の特徴となっているところである。イギリスや他市では議会の委員会が執行機関となる。

オーフスの執行機関は市執政機関（City Executive Board）と呼ばれている。どのように構成されているかであるが、市議会議員の中から選出される市長、市の局の長となる5人の参事（alderman、この5人は他の議員とは異なり、フルタイムで雇用される）、局の長ではない3人の参事（alderman）から成っている。

これらの参事は市議会議員選挙で各党が獲得した投票割合をもとに任命される。したがって、彼らの間で政治的合意が困難になることもあり得るということである。



オーフス市議会を見学したところでは、市長である議長席があり、その前に5人の参事の席が横に並び、それを取り囲むように25人分の議員の椅子と机が環状に置かれていた。選挙で選出された議員は、1人が市長となり、5人が局長となる参事になり、残りの25人（うち、3人が無任所の参事）が通常の議員となるということである。

市長は11月の市議会議員選挙の後、1月に行われる最初の議会で、多数派工作の結果、決定される。オーフス市の場合、市の部局は市長部局、社会雇用局、技術サービス環境局、文化市民サービス局、保健ケア局、子ども青少年局となっている。参事が長を務めるのは市長部局以外の5局である。さきほどみた議会の常設委員会との関係では、市長部局が担当する財政を議会財政委員会が、社会雇用局が2つの委員会に分かれるために7つの委員会があるというわけである。

市長部局の任務を例示すれば、市議会議員へのサービス、財政、人事管理、法務、IT、統合（integration）、平等、ビジネスおよび都市開発が担当である。

社会雇用局の職務は、社会部門と雇用部門とに分かれる。前者は、心身障害者、虐待被害者、リスクのある大人、恵まれない環境にある子どもや青少年へのサービスを担当する。後者は、労働市場の外部に現在いる者、あるいはそのリスクのある者を対象とし、その対象は、現金給付の受取人、リハビリ中の者、早期退職者、傷病手当金の受取人、到着したばかりの難民や移民が含まれる。

技術環境局の対象は、幅広く、都市開発、都市計画および建造物規制、ごみ処理および温水供給、環境問題、自然保護、街路公園のメンテナンス、公園およびレクリエーションの緊急サービス、インフラ整備に及んでいる。局はさらに、計画建造物部、交通街路部、自然環境部、所有権部、自然街路サービス部、ゴミ・温水局、そしてオーフス消防部に分かれる。

次に、文化市民サービス局もまた、文化、スポーツ、市民サービス、図書館や音楽など広範な行政分野をカバーしている。領域を例示すれば、市民サービス、図書館、スポーツおよびレジャー、文化、コンサート・ホール、オーフス交響楽団などである。

保健ケア局は、7,000人を雇用しており、市公務員の25%をしめる。任務を例示すれば、居住および活動センターや養護ホームの運営管理、すべての市民

へのケア、援助の提供、すべての市民への技術補助、活動や健康増進イニシアティブ、全市にわたる健康関連のタスクの調整統合・組織化、年金・居住手当・その他の手当などの管理を行っている。

子ども青少年局は、およそ15,000人もの人を雇っており、子どもと18歳以下の青少年のためのサービスを行う。どのような中身かという点、保育園、保育士 (childminders)、学校、余暇活動、子どもの健康などである。同局は、親向けのサービスやスペシャルニーズの子ども達へのサービスも担当している。

レギオンのレベルでは、どのレギオンの議会にも41人の議員が選挙によって選ばれ、ここが最高機関と成っている。レギオンは常設委員会を持ってはいない。アドホックな委員会が必要に応じて設けられる。

地方政府の機能

日本と同様に、多くの機能が地方政府によって果たされており、政府支出の3分の2が地方政府によっている。

もっとも重要なものは、基本的な福祉サービス、子どものケア、初等教育、高齢者ケアであるが、それにとどまらず、移転支出である住宅手当や、社会保障、年金も地方が行っている。その他、温水供給やごみ収集、道路整備などの公益事業、文化レクリエーション (図書館、劇場、スポーツ施設) などが挙げられる。

前述した2007年の改革は、県 (amt) をなくしてレギオンを作ったが、その過程で、県から市へと事業が移ったものがある。それらは社会サービスの一部や、保健ケアの予防部門、道路メンテナンスや、環境保護の領域などである。

レギオンは改革の結果、保健・医療ケア圧倒的比重を占める存在となった。これは、病院の建設経営のみならず、家庭医・かかりつけ医 (GP General Practitioner) などの雇用、制度の管理を行っている。

筆者はデンマークに6ヶ月間滞在したが、その場合でも、住民登録が行われ、CPR ナンバーという番号を振り当てられると同時に、家庭医・かかりつけ医も指定された。医療問題が生じた時はGPにまず相談をする。日本のように自由に医者や診療所を選ぶということではない。またGPは公務員ということになる。一度家族が受診したが、医療サービスは無料である。自動車運転免許の

取得にも GP の健康診断が必要であり、これは有料であった。

なお、レギオンは特定福祉や、交通、地域開発なども担当している。オーフス市はバス・システムが発達し、さらに2017年現在、トラムを新たに建設中であるが、これもレギオンの仕事である。Midtjylland という名前を交通機関に多く見ることになるが、ユラン半島（ユトランド半島）の中央という意味である。ただし、英語では、Central Denmark Region と称することもある。

2008年の予算から、市とレギオンの担当業務を支出の割合で計ったものが次の表である。レギオンがどれだけ保健や医療に専念した地方自治体であるかがよく分かる。

国は司法、警察、防衛や、失業保険などを担当し、福祉国家の内実は地方政府が担っている。もっとも保健・医療政策の枠組みなどは中央政府が担当であり、単一主権国家としてレギオンや市と常に交渉をする立場ではある。その場合は、市およびレギオンの団体とそれを行う。

市	%	レギオン	%
都市、環境	4	保健・医療	92
公営事業	5	社会福祉	4
交通・インフラ	3	地域開発	2
教育・文化	18	一般行政	2
保健・医療	4		
社会福祉	56		
一般行政	10		
総計	100	総計	100

Blom-Hansen & p. 227 より

市の団体は、デンマーク自治体連合（LGDK, Local Government Denmark,あるいは短く KL）と呼ばれている。日本の地方六団体の内の、全国市長会、全国町村会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会を合わせたような団体で非常に強力な団体となっている。

レギオンの場合は、レギオンのための団体（Danish Regions）が存在する。

地方歳入

まず市レベルから検討しよう。後に見るように、市とレギオンでは歳入状況が非常に異なっている。第一に、市の歳入のもっとも重要な源は地方税である。しかも地方所得税が市の合計歳入の70%を占めるものとなっている。地方政府が所得税を徴収するというのは北欧諸国の特徴となっており、財産税（固定資産税）が中心となる英米とは非常に対照的である。地方所得税の税率は自由に決められるが、国によって制限がある。Blom-Hansen 教授はこれを、国家統制と地方自治との微妙なバランスを示していると表現している。地方政府が有する財産税や法人税もないわけではないが、比重は少ない。財産税はおよそ8%ほどである。

その他にも、補助金や、使用料や手数料がある。地方債の発行は、一般的には禁じられているが、例外として認められている。その割合は非常に少ない。

市	%	レギオン	%
税	57	税	0
補助金	24	補助金	88
手数料	17	手数料	11
純借入	0	純借入	1
その他	2	その他	0
総計	100	その他	100

Blom-Hansen, p. 228

最も印象的なのは、レギオンが独自の課税権を有していないことである。殆どの歳入を国から、そして市からの補助金に依存しているのである。

選挙と政党システム

地方議会選挙も国会議員選挙と同じように比例代表制によって選出され、ドント方式で議席が配分される。24の議席数の議会の場合、4%以下の得票の政党には議席は配分されない。

このような選挙制度の結果、当然ながら多数政党システムの議会となる。市において主要な政党は3党、社会民主党、自由党、保守党であり、すべて全国

政党の地方支部である。地方政党もかつては存在したが、市合併が進むとともにその割合は少なくなっていた。2005年から2009年までの任期の地方議会では、最小で4政党、最大で9政党が存在していた。

市民と参加

最後に市民参加の様相についてであるが、市民は地方政府に対しての信頼が高いと評価されている。その意味で、地方政府については、地方議員に任せているということのようで、住民投票はあまり活用されていない。

1980年代終わりごろから、利用者協議会（user boards）が市に設置され始めており、学校や保育所には必置となっている。しかし、予算に影響を与えたり、スタッフの人事にも関与できたりする権限もないので、その影響力は限られている。「ユーザー・デモクラシー」という概念がデンマークではあるが、基本的には代議民主制がデンマーク地方政治の一番の特徴となっている。

要約と課題

スウェーデンやノルウェーとともに、スカンジナビア型の地方政府モデルは、コンセンサス志向、分権的な単一主権国家、強い地方の自律性という特徴を持っているとされている。デンマークも基本的にはこれらが妥当するというが、2つの点で異なる点があるという。

第一に、歴史的な発展経路が異なっている。スウェーデンと比べると、20世紀までのデンマークは、中央政府によってより強くコントロールされてきた。第二に、デンマークの市は福祉サービスを提供するだけでなく、福祉政策上の移転支出にも責任をもってきた。年金は市が所管となっているのである。これは他のスカンジナビア諸国にはない特徴である。

同論文の残りにおいて、Jens Hans-Blom 教授らは、さらに2010年発行のハンドブック執筆の時点で、デンマークの将来についてどのような課題があるのか、どのような機会が与えられて、どのような反応が生じているのか、について論じている。

07年の改革において、市の合併があり、権限が強化されたこと、そして明らかに権限の弱いレギオンを自覚的に作り出した。レギオンが脆弱すぎて生き残

ることが出来るのだろうか、という問題があるが、そこから派生してくる課題が3つある。

第一に、新システムでの垂直的な調整の問題である。この新しいシステムでもレギオンと市の権限を共有している領域がある。例えば、退院後の患者の再訓練、リハビリテーションの問題である。このような時には、垂直的な調整の必要が課題として存在する。

第二に、新しく合併された市の間で水平的な調整の課題がある。日本でいう広域行政の課題であるが、これがアカウンタビリティを減じるのではないか、強い市によって調整が進まないのではないか、というのが具体的な問題である。

第三に、新しいレギオン、しかも特定の機能に特化したレギオンをどのように管理していくかという課題である。それ以前の県はまだ、一般的な権能を有する地方政府であった。県議会には委員会制度が存在したが、レギオンは議会と執政委員会しか存在しない。執政委員会の委員長が大統領のような存在になるのではないか、レギオン議会議員になろうとする政治家がいるのであろうかという問題がある。

さらには、自治体としてのレギオンの経済的自律性が減じたことがある。既に述べたように、課税権がなく、補助金に頼るといふ自治体が真に自治体の名に値するかという問題である。

最後にもう一度全体の議論を要約すると、デンマークの地方自治制度は、中央政府のコントロールと自治のデリケートなバランスの上に成り立っている。このことは歴史的にもそうであった。

2007年の改革は、市の公共部門における立場を強め、同時に中央も市の行政に関心を持ち続けている。他方で、県からレギオンへと中間レベルが薄い存在となった。

デンマークの地方政府と分権改革について

以上、Blom-Hansen 教授らによる論文を紹介することによってデンマークの地方政府と分権改革について記述してきた。最後に日本のそれとの比較を行いながら、若干の論述を行いたい。

第一に、筆者が、西尾勝の論稿に刺激を受けて、最近の論稿で使用している

用語（北山，2015，2017）で言えばデンマークにおいて、「所掌事務拡大型の分権」が進むと同時に、「自由度拡充型の分権」は制限されているといえる。地方政府、とくに市は多くの「所掌事務」を担当するという意味で分権的な体制となっている。

しかしながら、中央政府によるコントロールの歴史も長く、福祉政策の実施機関として地方政府が存在することから、地方政府が特定の政策を実施しないなどの「自由度」は制限されているように思われる。

これは日本の地方政府ともよく似ているように思われる。日本の地方自治体もまた、生活保護事業のように機関委任事務や法定受託事務などで多くの政策の実施機関として活動してきた。さらには国民健康保険事業や介護保険事業など、自治事務として考えられている事業にしても、それを実施しないことはありえない。自由度は制限されていても、所掌事務を多く担当するという意味で分権的であったと言えるのである。どこが似ていて、どこが異なるのか、さらなる問いがいくつか出てくる場所である。

第二に、経済学や財政学の立場からの財政連邦制（fiscal federalism）の知見からすると、北欧も例外的な存在である（持田，2004年）。マスグレイヴやティプー、オウツが代表的な論者である財政連邦制は、所得再分配機能を地方に配分すべきでないという議論を行っている。地方が再分配的性格を持つ社会的サービスを提供し、所得税に依存する北欧型地方財政は、合理的な個人を前提とする理論からすると逸脱事例になっている。あるいは政治学者のポール・ピーターソンがいう機能的連邦制（functional federalism）の立場からも、同様のことが言えるだろう（Peterson, 1995）。

また日本についても地方自治体が福祉サービスを提供していること、市町村については固定資産税が重要ではあるものの、所得に関する税、住民税も重要であり、ほとんどを財産税に依存する英米とはずいぶん異なっている。この現実と理論の乖離をどのように理解していくのかも今後の課題である。

第三に、2007年の改革については、なぜこのような大規模な改革が成功したのか興味深い。これについては、現首相であり、09年から11年まで首相を務め、さらに15年に首相に復帰した現首相ラース・ロッケ・ラスムセンの改革戦略が重要であったというのが、Blom-Hansen 教授らの見解である（Jens Blom-188(712) 法と政治 68巻3号（2017年11月）

Hansen, Peter Munk Christiansen, Anne Lise Fimreite & Per Selle, 2012)。

ラース・ロッケ・ラスムセン首相は、2001年11月27日よりアナス・フォー・ラスムセン首相の下で内務・保健相を、2007年11月23日に発足した第3次A・F・ラスムセン内閣で財務相に就任するなど要職を務め、党務でも自由党副党首に就任した。彼が内務・保健相の時に、2007年に実施された改革のリーダーシップを発揮した。

上の論文では、同様な制度構造であるにも関わらず、地方制度改革がうまくいったデンマークと、うまく行かなかったノルウェーを比較している。そこから改革戦略の違いに原因を発見するのである。

ただ、もう一つ興味深い制度的違いを発見した。それは、デンマークが市の団体と県の団体とが別々に組織されていたのに対し、ノルウェーでは地方団体として一つの団体を組織していたことである。ノルウェーにおいては、地方団体が拒否権プレイヤーとして行動することになった。しかし、デンマークでは、国と市の団体が同盟を結び、県を出し抜いて改革を行なったということが言えそうである。Blom-Hansen 教授にこの点を指摘したところ、彼はこの同盟を「非神聖同盟 (unholy alliance)」と指摘したことが興味深い。

この2007年の改革は、一見したところ日本の道州制構想と似ているように思えるかもしれない。しかしながら、都道府県、市町村ともに業務が重複し、しかもともに総合行政を行っている日本に対し、デンマークは業務がそれほど重複せず、さらにデンマークの県の業務も総合行政とまではいかなかったようである。そこで、中央政府と市とが連合を結び、県をなきものとして、新たな、単一機能自治体に近いレギオンを作り出した。すなわち、保険医療を専ら担当するレギオンである。

日本の道州制論議は、道州レベルのさまざまな国の出先機関（近畿財務局や近畿経産局など）を統合して道州を作る構想であったり、都道府県を廃止して、それに代わる新たに広域な地方政府を作ろうとするものであったりするが、単一機能の道州を作ろうとしているわけではない点に注意が必要である。「府県—市町村体制」は戦後改革の後、しっかりと定着してきている（北山，2017）。「非神聖同盟」は難しいであろう。

第四に、デンマークとスウェーデンとの比較もまた、日本を考える上で、興

味深い。スウェーデンもまたコミューンが市、ランスティングが県あるいはレギオンに当たると考えられる。またランスティングの所管事項の80%以上が保険医療の業務となっている点もデンマークとよく似ている。

ところが、スウェーデンには、国の事務を地方レベルで遂行する機関、すなわち地方出先機関（地方支分部局）としてレーン府（Länsstyrelse）というものが存在する。しかもレーン（Län）は、ランスティングとその区域と同じくしているのである。このレーン府は、地方政府ではなく、6年の任期で内閣によって任命されるレーン府長官（landshövding）が議長となる。しかしながら、まったくの国の機関というわけでもなく、ランスティングにより3年の任期で選出される14人の委員によって長官とともに構成される、レーン府の執行委員会が組織される。

デンマークにはレーンのような存在はない（一部、子どもと親の関係する業務で例外的に置かれている）。この点も興味深い差異である。

Jens Blom-Hansen and Anne Heeager, "Denmark: Between Local Democracy and Implementing Agency of the Welfare State," in John Loughlin, Frank Hendriks, and Anders Lidström, eds., *The Oxford Handbook of Local and Regional Democracy in Europe*, (Oxford University Press, 2010) p. 221-241

Jens Blom-Hansen, Peter Munk Christiansen, Anne Lise Fimreite & Per Selle, "Reform Strategies Matter: Explaining the Perplexing Results of Regional Government Reforms in Norway and Denmark" *Local Government Studies* Volume 38, 2012 - Issue 1

Paul E. Peterson, *The Price of Federalism*, (Brookings Institution Press, 1995)

朝野賢司 西英子 福島容子『デンマークのユーザー・デモクラシー—福祉・環境・まちづくりからみる地方分権社会』（新評論、2005年）

野村武夫『「生活大国」デンマークの福祉政策—ウエルビーイングが育つ条件』ミネルヴァ書房、2010年

北山俊哉「能力ある地方政府による総合行政体制」『法と政治』66（1）、2015年、59-89

北山俊哉「日本における総合行政の起源」『法と政治』68（1）2017年、47-73

自治体国際化協会ロンドン事務所「デンマークの地方自治」

www.jlgc.org.uk/jp/pdf/information/danisi_local_government_sysstem_2012.pdf

藤井威『スウェーデン・スペシャルⅢ福祉国家における地方自治』（新評論、2003年）

持田信樹『地方分権の財政学—原点からの再構築』（東京大学出版会、2004年）

持田信樹『地方財政論』（東京大学出版会、2013年）